

BOUKA BOUKA
防火新聞
 号外1

住宅用火災警報器の設置期限が迫っています!!

最終設置期限は平成23年5月31日です。

設置は消防法によって義務づけられています

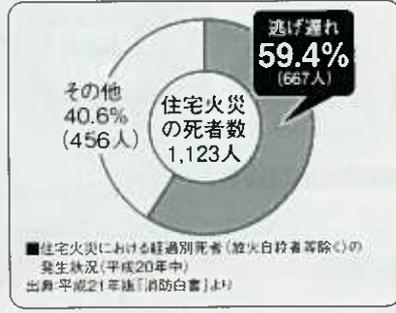
住宅火災による犠牲者を減らすために、平成十六年に消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅については、平成十八年よりいち早く設置が義務化。既存住宅についても最終設置期限が来年の五月三十一日に迫ってきています。

平成二十三年六月現在、設置状況は全国平均で五八・四％。

住宅用火災警報器の設置期限

新築住宅 平成18年6月1日(施行)
●東京都では平成16年10月1日施行済み

既存住宅 各市町村条例により、原則として平成20年5月31日、遅くとも**平成23年5月31日**まで^{※1}を期限として、設置の完了期日が定められています。



設置期限にかかわらず、早急な設置が求められています。

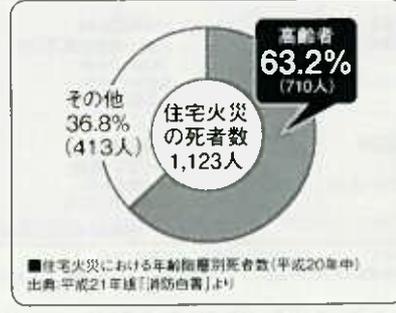
住宅火災の犠牲者約6割が逃げ遅れ!

平成二十二年版の消防白書によると、平成二十年中の一般

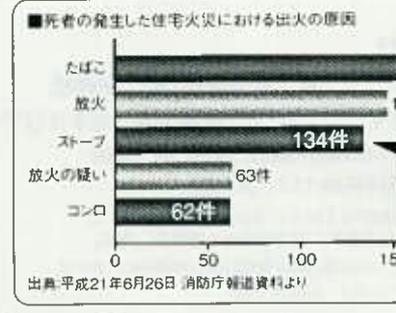
65歳以上の高齢者が犠牲者の6割を超える!

また、火災による死者数は、六十五歳以上の高齢者が七百八十人と、実に六割超。人口十万人あたりの犠牲者数(放火自殺者等を除く)は、特に八十一歳以上の階層では、最も低い二十歳から

住宅、共同住宅及び併用住宅の失火等による死者は千二百二十三人。その約六割六百六十七人が逃げ遅れの犠牲者であることが明らかとなりました。



二十五歳の階層に比べ五十倍以上と報告されています。火災発生時の素早い避難は、社会全体の大きな課題です。逃げ遅れ被害減少のためには、住宅用火災警報器の早急な設置が一層大切です。



他の季節に比べ火を扱う機会が増えるため、より一層の注意をはかる必要があります。

薄型 ワイヤレス連動型

1ヵ所で検知すると、家中にすばやくお知らせ!

GOOD DESIGN

ご存知ですか? 住宅用火災警報器の種類

住宅用火災警報器には、一元ですばやくお知らせする「単独型」と1ヵ所で検知すると、家中にすばやくお知らせする「連動型」があります。火災の早期発見には、家中の警報器が連動して大音量で二音鳴動する連動型をおすすめします。

※1すでに設置期限が過ぎている地域や、一部平成23年6月1日の地域がございます。詳しくは所轄の消防署へお問合せください。 ※2平成22年9月4日経産省消防庁報道資料より(平成22年6月末時点)

中国新聞

The Chugoku Shinbun ONLINE

docomo

[トップ](#)
[地域](#)
[社説](#)
[天風録](#)
[ブログ](#)
[カーブ](#)
[サンフレ](#)
[スポーツ](#)
[全国世界](#)
[音声](#)
[動画](#)
[安全](#)
[リポーター発](#)
[住まい](#)
[くるま](#)
[学ぶ](#)
[しごと](#)
[インフォメーション](#)
[プライダル](#)
[葬祭](#)
[トップ](#) > [地域ニュース](#)

火災警報器の普及進まず

11/2/15

中国地方5県の住宅用火災警報器の普及率は2010年12月現在で50.4%にとどまり、全国普及率を13.2ポイント下回ったことが消防庁の推計で分かった。都道府県別の順位で鳥取が最下位になるなど、5県の遅れが目立つ。設置義務が生じる6月までの完全普及は、困難な状況になっている。

◀中国5県の住宅用火災警報器の普及率▶

広島	52.3%	49.6%
山口	51.8	43.1
岡山	50.6	43.7
島根	46.7	35.8
鳥取	40.6	39.4
5県計	50.4	44.8

(2010年12月時点。右) 数字は同年6月時点

5県別では、広島が52.3%で全国30位。続いて山口51.8%(32位)、岡山50.6%(34位)、島根46.7%(42位)、鳥取40.6%(47位)となっている。いずれも全国の63.6%を大きく下回った。

04年6月の消防法改正に伴い、火災警報器は06年6月から新築住宅で設置が義務付けられている。既存の住宅も今年6月までに取り付ける必要がある。

しかし10年6月の前回調査と比較しても、5県の普及率は44.8%から5.6ポイントしか増えていない。県別では、島根が10.9ポイント増えたのに対し、鳥取はわずか1.2ポイント増、広島も2.7ポイント増にとどまった。

普及が進まない要因について、広島県消防保安課と島根県消防防災課は「未設置でも罰則がない。警報器購入の負担感から、様子見を続ける世帯があるのでは」と分析する。

春の火災予防運動(3月1～7日)に向け、各自治体は警報器で一命を取り留めた

平成23年2月10日
消 防 庁

住宅用火災警報器の普及状況の推計結果

(平成22年12月時点)

総務省消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の普及率について、平成22年12月時点での推計を実施しました。

その結果、住宅用火災警報器の推計普及率は全国で63.6%の結果となっており、平成22年6月時点での推計普及率(=58.4%)から5.2ポイント上昇しています。(都道府県別及び地域別の結果は、別紙参照)

総務省消防庁では、この結果を各都道府県消防防災主管部長等に通知するとともに、既存住宅への住宅用火災警報器の設置が全面義務化される本年6月に向け、さらなる普及促進活動の推進を呼び掛けていくこととしております。

【推計普及率(全国)】(H22.12時点)

	総世帯数 (万世帯)	うち推計 普及世帯数 (万世帯)	推計 普及率
義務化済み	2,479	1,753	70.7%
H23義務化	2,427	1,366	56.3%
全国	4,906	3,119	63.6%

【参考(前回)】(H22.6時点)

	総世帯数 (万世帯)	推計 普及世帯数 (万世帯)	推計 普及率
義務化 済み	2,479	1,696	68.4%
H23 義務化	2,427	1,170	48.2%
全国	4,906	2,865	58.4%

- ※ 平成22年12月時点で条例により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されている地域を「義務化済み」に、平成23年度に義務化される地域を「H23義務化」に区分している。
- ※ 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計普及世帯数」に含む。
- ※ 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。
- ※ 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。



(連絡先)

総務省消防庁予防課
担当：竹村・千葉
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

(岡山県)

津山圏域	47.3%	①	H23
玉野市	55.3%	①	H23
笠岡地区	43.8%	①	H23
井原地区	64.6%	①	H23
総社市	30.9%	①	H23
高梁市	77.5%	①	H23
新見市	62.9%	①	H23
東備	43.4%	①	H23
瀬戸内市	55.7%	①	H23
赤磐市	51.1%	①	H23
真庭市	77.2%	①	H23
美作市	50.3%	①	H23
広島県	52.3%		
広島市	55.1%	①	H23
呉市	52.1%	①	H23
東広島市	45.6%	①	H23
三原市	53.6%	①	H23
尾道市	33.2%	①	H23
福山地区	48.1%	①	H23
備北地区	84.9%	①	H23
大竹市	58.0%	①	H23
廿日市市	39.2%	①	H23
安芸高田市	49.7%	①	H23
江田島市	74.3%	①	H23
府中町	56.1%	②	H23
北広島町	47.9%	①	H23
山口県	51.8%		
下関市	61.4%	①	H23
宇部市	53.8%	①	H23
山口市	51.8%	①	H23
萩市	47.1%	①	H23
防府市	53.6%	①	H23
下松市	51.2%	①	H23
岩国地区	45.4%	①	H23
光地区	43.1%	①	H23
長門市	44.2%	①	H23
柳井地区広域	44.1%	①	H23
美祿市	45.7%	①	H23
周南市	52.5%	①	H23
山陽小野田市	45.5%	①	H23
徳島県	51.5%		
徳島市	61.0%	①	H23
鳴門市	48.9%	①	H23
小松島市	32.8%	①	H23
阿南市	31.3%	①	H23
徳島中央広域連合	48.8%	①	H23
美馬市	53.3%	①	H23
みよし広域連合	56.4%	①	H23
勝浦町	86.9%	①	H23
上勝町	90.0%	①	H23
佐那河内村	43.3%	①	H23
名西	54.2%	①	H23
海部	33.5%	①	H23
板野東部	54.8%	①	H23

(徳島県)

板野西部	38.6%	①	H23
美馬西部	45.3%	①	H23
香川県	50.4%		
高松市	57.0%	①	H23
丸亀市	51.4%	①	H23
坂出市	44.9%	①	H23
善通寺市	59.9%	①	H23
三観広域	40.1%	①	H23
大川広域	31.4%	①	H23
小豆地区	31.4%	①	H23
直島町	54.6%	①	H23
仲多度南部	64.3%	①	H23
多度津町	46.9%	①	H23
愛媛県	45.4%		
松山市	55.2%	①	H23
今治市	33.2%	①	H23
宇和島地区広域	38.0%	①	H23
八幡浜地区	24.1%	①	H23
新居浜市	54.3%	①	H23
西条市	31.1%	①	H23
大洲地区広域	45.4%	①	H23
伊予	35.6%	①	H23
四国中央市	37.1%	①	H23
西予市	56.1%	①	H23
東温市	64.5%	①	H23
上島町	49.3%	①	H23
久万高原町	82.1%	①	H23
愛南町	21.7%	①	H23
高知県	54.4%		
高知市	60.7%	①	H23
室戸市	47.5%	①	H23
安芸市	62.1%	①	H23
南国市	42.0%	①	H23
土佐市	62.8%	①	H23
高橋	42.2%	①	H23
幡多西部	35.0%	①	H23
土佐清水市	50.1%	①	H23
幡多中央	31.7%	①	H23
香南市	58.7%	①	H23
香美市	68.9%	①	H23
中芸広域連合	53.3%	①	H23
嶺北広域	56.4%	①	H23
仁淀	37.3%	①	H23
高吾北広域	74.2%	①	H23
福岡県	73.2%		
北九州市	78.7%	①	H21
福岡市	79.1%	①	H21
大牟田市	69.7%	①	H21
久留米広域	62.8%	①	H21
直方市	61.2%	①	H21
飯塚地区	76.1%	①	H21
田川地区	69.3%	①	H21
柳川市	51.8%	①	H21
八女	64.7%	①	H21